

広島県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十一年六月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年五月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町大字溝口字岡田三九五番一地从先から山県郡北広島町大字溝口字鉄口二二一番一地从先まで	平成二十一年五月二十八日